

平成 29・30 年度競争参加資格審査受付に関するQ & A

(共通事項)

Q1	平成29・30年度の競争参加資格の有効期間は、いつからいつまでですか。
A	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで有効となります。
Q2	定期受付の申請は、いつからいつまでできますか。
A	定期受付については、インターネット方式および文書郵送方式ともに平成29年1月13日（金）で終了しております。 なお、 <u>平成29年2月1日（水）より文書郵送方式による随時受付を実施しております。</u>
Q3	「物品・役務」および「業務委託」の競争参加資格審査は実施しないのですか。
A	実施しません。 ホームページ等に掲載している発注公告に記載のある要件に合致すれば、入札の参加が可能となります。
Q4	平成27・28年度の申請様式で平成29・30年度も申請ができますか。
A	平成27・28年度と平成29・30年度では、様式や記載内容が異なることから、平成27・28年度の様式では申請できません。 また、他の発注機関の申請様式にて申請いただいた場合は受付できません。
Q5	認定通知用の「専用封筒」および「切手」については、必要ないのですか。
A	<u>認定通知書を発行しておりません</u> ので、「専用封筒」および「切手」の提出の必要はありません。
Q6	持参での申請はできますか。
A	申請書類については、 <u>郵送のみの受付</u> となりますので、持参での申請書提出については、ご遠慮いただいております。
Q7	書類を受け取った際の「受領印」がいただきたいのですが。
A	受領確認はいたしておりません。 切手を貼った返信用の自社封筒を同封していただいても、返送は行いませんので、配達証明付郵便等の方法により受領のご確認をお願いいたします。 (万が一返信用封筒を同封いただいても、返却いたしかねますのでご了承ください。)

Q 8	定期受付の申請期間（Q 2 参照）に間に合わなかったのですが、その場合の認定日はいつになりますか。
A	平成29年2月1日（水）から平成29年4月17日（月）までの申請分については、平成29年5月1日の認定を予定しております。これ以降の申請分については、受領日からおよそ45日以内に認定を行っております。（随時受付の認定日については、Q 1 6 参照）

Q 9	競争参加資格の認定がされたときは、通知書が届くのでしょうか。
A	認定通知書の発行はいたしていません。 弊社ホームページ内にある「有資格者公表名簿」にて、競争参加資格の認定結果および認定状況を確認ください。 なお、定期受付分につきましては、平成29年4月3日より弊社ホームページで公表しております。平成29年5月1日認定以降は、原則毎月1度名簿が更新されます。

Q 1 0	平成29・30年度の競争参加資格審査の受付はいつまでですか。
A	平成30年11月22日まで書類の受付をしています。 ※発注案件に参加希望の場合は受付を行いますので、当社契約審査部 発注審査チーム（052-222-3469）にお問い合わせください。

Q 1 1	平成29・30年度の競争参加資格審査の書類を提出（インターネット申請）していますが、申請内容に変更がありました。どうすればいいですか。
A	（変更届提出事項の範囲の変更）変更届を提出してください。 （変更届提出事項の範囲外の変更）契約審査部 発注審査チーム（052-222-3469）にお問い合わせください。

Q 1 2	平成29・30年度の公表名簿は、いつどこで閲覧できますか。
A	平成29年4月3日より弊社ホームページで公表しております。 「企業情報ホーム」⇒「調達・お取引」⇒「競争参加資格」⇒「資格登録」を開くと、「有資格者公表名簿」が掲載されていますので、御社のデータをご確認ください。

Q 1 3	業者コード番号を知りたいのですが。
A	弊社ホームページの「企業情報ホーム」⇒「調達・お取引」⇒「競争参加資格」⇒「資格登録」を開くと、「有資格者公表名簿」に10桁の番号が掲載されていますので、御社のデータをご確認ください。 ご不明な場合は、契約審査部 発注審査チーム（052-222-3469）にお問い合わせください。

Q14	定期受付の申請をインターネットで行いましたが、変更届もインターネットにて受け付けていますか。
A	<p>随時受付での申請や変更届の提出は、インターネットでは行うことができません。</p> <p>※発注機関ごとに定めている所定の方法（様式）で届出をしていただく必要がありますので、ご注意ください。</p>

Q15	競争参加資格の認定を受けた後、工事種別または業種区分の追加をすることはできますか。
A	<p>追加することはできます。</p> <p>工事種別を追加する場合は、「競争参加資格審査申請書作成の手引き（工事）」の40ページを、業種区分を追加する場合は、「競争参加資格審査申請書作成の手引き（調査等）」の30ページをご確認ください。</p>

Q16	随時受付の場合、申請後、どれくらいの期間で認定になりますか。
A	<p>申請書類の受理後およそ45日以内に認定を行います。</p> <p>認定日は原則各月の第一営業日としております。</p> <p>各月の15日までに申請書類に不備なく受け付けた場合は、翌月の第一営業日に認定します。</p>

Q17	競争参加資格の認定を受けた工事種別（業種区分）の全部または一部を取り下げたいのですが。
A	<p>取り下げる場合は、変更届に取り下げを希望する工事種別（業種区分）とその旨を記載し、ご提出ください。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。</p>

Q18	申請した競争参加資格審査の書類について、修正したい場合はどうしたらいいですか？
A	<p>一度申請した競争参加資格審査の書類については、一切修正することができません。</p> <p>申請の際は、書類の内容を十分に確認した上でご提出ください。</p>

（申請書の記載方法）

Q19	「執行役員」や「執行役」を申請者として競争参加資格審査申請書を提出することはできますか。
A	<p>申請者は、本社（店）の代表者である必要があるため、「執行役員」や「執行役」を申請者とすることはできません。</p> <p>ただし、委員会等設置会社において、会社を代表する権限を有する「代表執行役員」は申請者となることが可能です。</p>

Q20	登記事項証明書上の本社（店）と経営事項審査を受けた建設業の許可を受けている本社（店）が異なる場合、様式1（申請書）・様式4（営業所一覧表）に記載する本社（店）はどちらになりますか。
A	<p>様式1（申請書）・様式4（営業所一覧表）の記載にあたっては、経営事項審査を受けた建設業の許可を受けている本社（店）を記載してください。</p>

Q 2 1	営業所一覧表に記載できる営業所はどのようなものですか。
A	<p>工事においては、経営事項審査を受けた建設業の許可を有しているすべての本店または支店・営業所等を記載してください。</p> <p>調査等においては、常時契約を締結する本店または支店・営業所等を記載してください。</p>

Q 2 2	年間平均完成工事高または年間平均実績高が「0」の場合でも、申請することはできますか。
A	<p>「0」の場合でも、申請は可能です。</p> <p>ただし、工事の場合は、希望する工事種別に対応した建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けている必要があります。また、調査等の場合は、希望する業種区分において、事業に必要な登録を受けている必要があります。</p>

Q 2 3	土地評価業務の競争参加資格を希望する場合、地質調査技士資格を持っている技術者が在籍している必要はありますか。
A	<p>必要ありません。</p> <p>なお、土地評価業務において、不動産鑑定を行う場合には、事業に必要な登録証明書として、不動産鑑定業者であることを証する書面の提出が必要となります。</p>

(変更事項の届出)

Q 2 4	変更届には、どのような書類を添付したらいいですか。
A	<p>本社（店）住所や代表者変更については、登記事項証明書（履歴事項証明書）または抄本（写しでも可）をご提出ください。変更事項ごとの添付書類は、工事の場合は「競争参加資格審査申請書作成の手引き（工事）」の37ページを、調査等の場合は「競争参加資格審査申請書作成の手引き（調査等）」の27ページをご確認ください。</p>

Q 2 5	建設業の許可を更新した場合、変更届の提出は必要でしょうか。
A	<p>必要ありません。</p> <p>建設業の許可内容に変更がない場合においては、変更届の提出は不要です。</p>

Q 2 6	建設業の許可内容に変更があった場合（一般から特定、知事許可から大臣許可等）、変更届の提出は必要でしょうか。
A	<p>必要です。</p> <p>変更が生じた場合には、建設業許可関係の変更届出書の写し等を添付の上、変更届をご提出ください。</p>

Q 2 7	建設業の許可業種の一部を追加または廃業した場合、変更届の提出は必要でしょうか。
A	<p>必要です。</p> <p>許可業種の一部を追加または廃業した場合には、建設業許可関係の変更届出書の写し等を添付の上、変更届をご提出ください。なお、許可業種の一部廃業によって、資格認定されている工事種別の認定要件を満たさなくなった場合には、資格の取り下げをあわせて申請してください。</p>

Q28	建設コンサルタントおよび補償コンサルタント登録業者ならびに計量証明事業者の登録内容に変更が生じた場合、変更届の提出は必要でしょうか。
A	必要です。 登録内容に変更が生じた場合には、変更の事実を証する登録等の証明書の写しを添付の上、変更届をご提出ください。

Q29	本社（店）の社屋建替えに伴い、一時的に本社（店）を移転することになった場合、住所の変更届は提出する必要がありますか。
A	原則としては変更届の提出が必要です。 移転期間が短期である等、個別の確認が必要な場合には、契約審査部 発注審査チーム（052-222-3469）にお問い合わせください。

Q30	印鑑登録している代表者印を変更した場合、変更届の提出は必要でしょうか。
A	必要ありません。 なお、契約中の案件がある場合には、契約案件ごとに変更届とは別に所要の手続きを行う必要がありますので、各契約担当者への連絡が必要となります。

Q31	代表者の氏名や本社（店）の住所について変更届を提出したが、電子入札システム上の企業情報が変更されていないのはなぜですか。
A	変更届による登録内容の変更は、各月の15日（休日の場合は翌営業日）までに申請書類を不備なく受け付けた場合、翌月の第1営業日に反映しております。また、反映後においても、電子入札システムとの連携には3営業日程度の時間を要する場合がございます。

（その他）

Q32	NEXCO中日本の管轄エリア外の営業所から入札に参加することはできますか。
A	個別の入札における参加資格は、案件ごとに異なるため、対象案件を担当する契約担当者にお問い合わせください。

◇その他競争参加資格審査の問い合わせ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム
TEL 052-222-3469（直通）